

対象Ⅱ

具体例 3人世帯、課税世帯（非課税給付の受給なし）



春日太郎（45）
仕事：自営業
所得税：課税
住民税：課税

定額減税額

住民税（令和6年度）10,000円
所得税（令和6年分）30,000円
合計 40,000円

✕ 専従者のため扶養できない



太郎の妻（43）
給与収入：93万
（太郎の専従者）
所得税：非課税
住民税：非課税

定額減税額

住民税（令和6年度） 0円
所得税（令和6年分） 0円
合計 0円

定額減税できなかった額（控除外額）
40,000円

✕ 所得が48万円を超えているため扶養できない



太郎の母（70）
年金収入：165万
所得税：非課税
住民税：非課税
※障害者控除あり

定額減税額

住民税（令和6年度） 0円
所得税（令和6年分） 0円
合計 0円

定額減税できなかった額（控除外額）
40,000円



太郎：定額減税しきれているので、今回の給付はありません。



太郎の妻：税がかかっていないため、定額減税されていません。

太郎の専従者のため太郎の扶養になれず、太郎の定額減税に加算されてもいません。
⇒今回不足額給付として4万円給付されます。



太郎の母：税がかかっていないため、定額減税されていません。

所得が48万円を超えているため、太郎の扶養になれず、太郎の定額減税に加算されてもいません。
⇒今回不足額給付として4万円給付されます